

**改正**

平成22年 1 月19日規則第 1 号

平成28年 3 月31日規則第13号

令和 2 年12月28日規則第46号

令和 5 年 7 月11日規則第31号

北本市土砂等のたい積の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、北本市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成17年条例第24号。以下「たい積規制条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害物質)

**第 2 条** たい積規制条例第 6 条第 1 項の規則で定める物質は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質（次条並びに第19条第 1 項第 1 号コ及び第 4 号において「特定有害物質」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類（次条並びに第19条第 1 項第 1 号コ及び第 4 号において「ダイオキシン類」という。）とする。

(土壤基準)

**第 3 条** たい積規制条例第 6 条第 1 項の規則で定める基準は、特定有害物質にあつては土壤汚染対策法第 6 条第 1 項第 1 号に規定する基準の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の基準のうち土壤の汚染に関する基準の例によるものとする。

(土砂等のたい積の許可申請書)

**第 4 条** たい積規制条例第 7 条第 1 項の規定による許可の申請は、土砂等のたい積の許可申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

(適用除外)

**第 5 条** たい積規制条例第 7 条第 1 項第 3 号に規定する法令による許可その他の処分を受けて行う土砂等のたい積で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項又は第95条第 1 項の認可を受けて行う土砂等のたい積
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第 1 項の許可を受けて行う土砂等のたい積

- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認及び同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項又は第58条の4第1項の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を受けて行う土砂等のたい積及び同項第2号又は第3号の規定により許可が不要とされる開発行為で行う土砂等のたい積
- (5) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の許可を受けて行う土砂等のたい積  
(土砂等のたい積に関する計画に定める事項)

**第6条** たい積規制条例第7条第2項第12号に規定する規則で定める事項は、土砂等のたい積を行う土地において必要な土砂等のたい積に関する法令又は条例（たい積規制条例を除く。）の規定による許可その他の処分の状況とする。

(土砂等のたい積の許可申請の添付書類)

**第7条** たい積規制条例第7条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 土砂等のたい積を行う者の印鑑登録証明書
- (2) 土砂等のたい積を行う者及びその施工者の住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- (3) 土砂等のたい積に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 土砂等のたい積を行う者が土砂等のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (5) 土砂等のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- (6) 土砂等のたい積に係る土地の区域を示す図面
- (7) 土砂等のたい積に係る土地の位置を示す図面
- (8) 土砂等のたい積の完了時及び最大たい積時の平面図及び断面図
- (9) 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図
- (10) 擁壁の構造図、断面図、背面図及び構造計算書（擁壁を用いる場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

(許可又は不許可の処分)

**第8条** 市長は、たい積規制条例第7条第1項の規定により許可の申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可を決定し、その旨を土砂等のたい積の許可・不許可決定通知書（様式第2号）により許可申請者に通知するものとする。

(許可の基準)

**第9条** たい積規制条例第9条第1項に規定する規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(変更の許可申請)

**第10条** たい積規制条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土砂等のたい積の変更許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

**第11条** たい積規制条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、たい積規制条例第7条第2項第6号に掲げる事項に関する変更のうち、変更後の土砂の高さが減少することとなるもの又は変更後の土砂等のたい積により生ずるのり面のこう配が緩和されることとなるものとする。

(変更の許可又は不許可の処分)

**第12条** 市長は、たい積規制条例第10条第1項の規定により許可の申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可を決定し、その旨を土砂等のたい積の変更許可・不許可決定通知書（様式第4号）により許可申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

**第13条** たい積規制条例第11条の規定による届出は、土砂等のたい積の変更届出書（様式第5号）により行うものとする。

(許可の取消し)

**第14条** たい積規制条例第12条の規定による許可の取消しは、土砂等のたい積の許可取消通知書（様式第6号）により行うものとする。

(標識)

**第15条** たい積規制条例第13条に規定する規則で定める標識は、北本市土砂等のたい積の規制に関する条例に基づく土砂等のたい積の許可標識（様式第7号）のとおりとする。

(関係書類の閲覧)

**第16条** たい積規制条例第14条の規定による閲覧は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。
- (2) 閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(着手の届出)

**第17条** たい積規制条例第15条の規定による届出は、土砂等のたい積の着手届出書（様式第8号）により行うものとする。

(定期報告)

**第18条** たい積規制条例第16条第1項の規定による届出は、土砂等のたい積に係る定期の届出書（様

式第9号)により行うものとする。

2 たい積規制条例第16条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該土砂等のたい積に係る土地が、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第6条第1項又は第7条第1項の規定により埼玉県知事に届け出られた土砂の排出に関する計画において排出先とする土地とされている場合にあっては、当該届出を受理した旨を証した書類の写し
- (2) 当該土砂等のたい積に係る土地について、たい積規制条例第16条第1項に規定する3月ごとに区分した期間の末日の1週間前の日以後に撮影した写真  
(たい積に係る土地の汚染調査)

**第19条** たい積規制条例第17条の規定による土砂等の汚染の状況についての調査は、次により行うものとする。

- (1) 調査の対象となる物質は、次のとおりとすること。

ア カドミウム及びその化合物

イ 六価クロム化合物

ウ シアン化合物

エ 水銀及びその化合物

オ セレン及びその化合物

カ 鉛及びその化合物

キ 砒(ひ)素及びその化合物

ク ふっ素及びその化合物

ケ ほう素及びその化合物

コ 特定有害物質（アからケまでに掲げる物質を除く。）及びダイオキシン類のうち搬入した土砂等の採取場所等から特に調査が必要と認める物質で市長が許可事業者に通知したもの

- (2) 前号アからケまでに掲げる物質にあっては土壌含有量調査（市長が許可事業者に通知した場合は、土壌溶出量調査）を行い、前号コに掲げる物質にあっては市長が許可事業者に通知した調査を行うこと。

- (3) 調査の頻度及び地点数は、土砂等のたい積の許可に係る土地の区域の面積に応じて、別表第2のとおりとすること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定有害物質にあっては土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあってはダイオキシン類対策特別措置法

第7条の基準（土壌の汚染に係る基準に限る。）による測定方法の例によること。

2 たい積規制条例第17条の規定による届出は、土砂等のたい積に係る土地の汚染調査結果届出書（様式第10号）により行うものとする。

3 前項の届出書には、当該届出書に係る調査が第1項各号に掲げる方法等により行われたことを証する書類を添付しなければならない。

（完了等の届出）

**第20条** たい積規制条例第18条の規定による届出は、土砂等のたい積の完了・廃止届出書（様式第11号）により行うものとする。

（措置命令）

**第21条** たい積規制条例第19条第1項の規定による命令は、改善命令書（様式第12号）により行うものとする。

2 たい積規制条例第19条第2項の規定による命令は、措置・中止命令書（様式第13号）により行うものとする。

（土地所有者等に対する勧告）

**第22条** たい積規制条例第20条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第14号）により行うものとする。

（報告）

**第23条** 市長は、たい積規制条例第21条に規定する報告を求めようとするときは、土砂等のたい積状況報告要求書（様式第15号）により通知するものとする。

2 土砂等のたい積を行う者は、前項の規定により報告を求められたときは、土砂等のたい積状況報告書（様式第16号）により市長に報告しなければならない。

（身分証明書）

**第24条** たい積規制条例第22条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第17号）のとおりとする。

（書類の提出部数）

**第25条** たい積規制条例及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、正副2部とする。

## 附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年規則第46号抄）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則**（令和5年7月11日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

**別表第1**（第9条関係）

1 条例第9条第1項第1号に関する基準

- （1）土砂等の高さ（土砂等のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差（土砂等のたい積前において土砂等のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂等のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂等のたい積により生じた地表面の最高部との高低差）をいう。以下同じ。）は、2メートル（土砂等のたい積の目的から必要であると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂等のたい積に用いる土砂等の安定計算をした結果土砂等のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂等の高さに係る数値）以内であること。
- （2）のり面（擁壁に覆われたのり面を除く。以下同じ。）のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルのこう配（土砂等のたい積の目的から必要であると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂等のたい積に用いる土砂等の安定計算をした結果土砂等のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂等のたい積により生じたのり面のこう配）以下であること。

2 条例第9条第1項第2号に関する基準

- （1）排水施設 次のとおりとする。
  - ア 土砂等のたい積に係る土地の区域内においては、雨水その他の地表水を排除することができるように、排水施設が設置されていること。
  - イ 排水施設の構造は、U字溝若しくは素掘側溝又はこれらと同等以上の機能を有する構造であること。ただし、土砂等のたい積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他こ

れらに類するものである場合は、この限りでない。

- (2) 擁壁 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。

### 3 条例第9条第1項第3号に関する基準

- (1) 土砂等のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂等のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- (2) 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下のこう配である土地に土砂等のたい積を行う場合は、土砂等のたい積を行う前の土地の地盤と土砂等のたい積に用いた土砂等との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。
- (3) 土砂等のたい積が完了した後に土砂等が崩壊しないように、締固めその他の土砂等のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じ必要な措置が講じられていること。
- (4) 土砂等のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂等のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂等のたい積の高さに相当する長さを確保する等の措置が講じられていること。
- (5) 土砂等のたい積に係る土地の周囲が前号に規定する以外の場合は、土地の境界と土砂等のたい積に係る土地との間隔が1メートル以上の距離を確保する等の措置が講じられていること。
- (6) 土砂等のたい積による周辺的生活環境への影響を踏まえ、土砂等のたい積を行う時間、期間等が定められていること。
- (7) 土砂等のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

#### 別表第2（第19条関係）

土砂等のたい積に係る土地の汚染調査の頻度及び地点数

| 土砂等のたい積の許可に係る<br>土地の区域の面積 | 調査頻度                           | 調査地点数                               |
|---------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 900平方メートル未満               | 完了又は廃止のとき                      | 1 地点以上                              |
| 900平方メートル以上               | 土砂等のたい積に着手した日から6月ごと及び完了又は廃止のとき | 土砂等のたい積を行った土地について900平方メートルごとに1 地点以上 |

様式第1号（第4条関係）  
様式第1号（第4条関係）

土砂等のたい積の許可申請書

年 月 日

（あて先）北本市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

〔法人にあっては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名並びに電話番号〕

別紙のとおり計画する土砂等のたい積について、北本市土砂等のたい積の規制に関する  
条例第7条第1項の規定による許可を受けたいので申請します。

(表)  
土砂等のたい積に関する計画

|                                                       |                              |                   |                |
|-------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------|----------------|
| 申 請 者                                                 | 住 所                          |                   |                |
|                                                       | 氏 名 又 は 名 称<br>(代 表 者 氏 名)   |                   |                |
| 土 砂 等 の<br>た い 積                                      | 土地の区域                        | 所 在               | 北本市            |
|                                                       |                              | 面 積               | m <sup>2</sup> |
|                                                       | 目 的                          |                   |                |
|                                                       | 土砂等のたい積に使用される土砂等の採取場所        |                   |                |
|                                                       | 最大たい積時において土砂等のたい積に用いる土砂等の数量  |                   |                |
|                                                       | 完了時における土地の形状                 |                   |                |
|                                                       | 施工者                          | 住 所               |                |
|                                                       |                              | 氏名又は名称<br>(代表者氏名) |                |
|                                                       | 周囲の生活環境の保全のための方策             |                   |                |
|                                                       | 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画 |                   |                |
|                                                       | その他災害、事故等の発生を防止するためにとる措置     |                   |                |
|                                                       | 期 間                          |                   | 年 月 日～ 年 月 日   |
| 土砂等のたい積に関する法令又は北本市土砂等のたい積の規制に関する条例以外の条例の規定による許可その他の処分 |                              |                   |                |

(裏)

添付書類

- (1) 土砂等のたい積を行う者の印鑑登録証明書
- (2) 土砂等のたい積を行う者及びその施工者の住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- (3) 土砂等のたい積に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 土砂等のたい積を行う者が土砂等のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (5) 土砂等のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- (6) 土砂等のたい積に係る土地の区域を示す図面
- (7) 土砂等のたい積に係る土地の位置を示す図面
- (8) 土砂等のたい積の完了時及び最大たい積時の平面図及び断面図
- (9) 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図
- (10) 擁壁の構造図、断面図、背面図及び構造計算書(擁壁を用いる場合に限る。)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(表)

第 年 月 日 号

土砂等のたい積の許可・不許可決定通知書

様

北本市長 印

年 月 日付けで申請のあった土砂等のたい積の許可申請について、下記のとおり許可(不許可)の決定をしたので、北本市土砂等のたい積の規制に関する条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

|                  |                            |     |                |
|------------------|----------------------------|-----|----------------|
| 申 請 者            | 住 所                        |     |                |
|                  | 氏 名 又 は 名 称<br>(代 表 者 氏 名) |     |                |
| 土 砂 等 の<br>た い 積 | 土 地 の<br>区 域               | 所 在 | 北本市            |
|                  |                            | 面 積 | m <sup>2</sup> |
|                  | 目 的                        |     |                |
|                  | 期 間                        |     | 年 月 日～ 年 月 日   |
| 許可の条件又は不許可の理由    |                            |     |                |

(裏)

## 教 示

### 1 審査請求について

この処分に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、北本市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

土砂等のたい積の変更許可申請書

年 月 日

(あて先)北本市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号  
〔法人にあつては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名並びに電話番号〕

年 月 日付け 第 号で受けた許可について、北本市土砂等の  
たい積の規制に関する条例第10条第1項の規定による変更許可を受けたいので、下記のと  
おり申請します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 変 更 事 項 |  |
| 変 更 内 容 |  |

様式第 4 号（第12条関係）  
様式第4号(第12条関係)

(表)

第 号  
年 月 日

土砂等のたい積の変更許可・不許可決定通知書

様

北本市長 印

年 月 日付けで申請のあった土砂等のたい積の変更許可申請について、  
北本市土砂等のたい積の規制に関する条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 変 更 事 項                      |  |
| 許 可 の 条 件 又 は<br>不 許 可 の 理 由 |  |

(裏)

## 教 示

### 1 審査請求について

この処分に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、北本市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

土砂等のたい積の変更届出書

年 月 日

(あて先)北本市長

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号  
〔法人にあっては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名並びに電話番号〕

年 月 日付け 第 号で受けた許可について、下記のとおり変更  
する(した)ので、北本市土砂等のたい積の規制に関する条例第11条の規定により届け出ま  
す。

記

|         |  |
|---------|--|
| 変 更 事 項 |  |
| 変 更 内 容 |  |

様式第6号(第14条関係)  
様式第6号(第14条関係)

(表)

第 号  
年 月 日

土砂等のたい積の許可取消通知書

様

北本市長



年 月 日付け 第 号による土砂等のたい積の許可について、下記の理由により取り消したので、北本市土砂等のたい積の規制に関する条例施行規則第14条の規定により通知します。

記

取消理由

(裏)

## 教 示

### 1 審査請求について

この処分に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、北本市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第15条関係）  
様式第7号(第15条関係)

|                                         |                   |                   |                 |
|-----------------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 北本市土砂等のたい積の規制に関する条例<br>に基づく土砂等のたい積の許可標識 |                   |                   | 50<br>センチメートル以上 |
| 許可を<br>受けた者                             | 住 所               |                   |                 |
|                                         | 氏名又は名称<br>(代表者氏名) |                   |                 |
| 許可の要<br>概                               | 許可番号              |                   |                 |
|                                         | 許可年月日             |                   |                 |
|                                         | 土地の<br>区 域        | 所 在               |                 |
|                                         |                   | 面 積               |                 |
|                                         | 施 工 者             | 住 所               |                 |
|                                         |                   | 氏名又は名称<br>(代表者氏名) |                 |
| 電 話 番 号                                 |                   |                   |                 |
| 土砂等のたい積期間                               |                   |                   |                 |
| 許可を<br>した機関                             | 名 称               | 北 本 市 長           |                 |

60センチメートル以上

土砂等のたい積の着手届出書

年 月 日

(あて先)北本市長

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号  
〔法人にあつては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名並びに電話番号〕

土砂等のたい積に着手したので、北本市土砂等のたい積の規制に関する条例第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|                 |       |    |                |
|-----------------|-------|----|----------------|
| 土砂等のたい積の許可      | 許可番号  |    |                |
|                 | 許可年月日 |    | 年 月 日          |
|                 | 土地の区域 | 所在 | 北本市            |
|                 |       | 面積 | m <sup>2</sup> |
| 土砂等のたい積に着手した年月日 |       |    | 年 月 日          |

土砂等のたい積に係る定期の届出書

年 月 日

(あて先)北本市長

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号  
〔法人にあっては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名並びに電話番号〕

北本市土砂等たい積の規制に関する条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け  
出ます。

記

| 対 象 と な る 期 間 |           |     | 年 月 日～ 年 月 日   |
|---------------|-----------|-----|----------------|
| 土砂等のたい積の許可    | 許 可 番 号   |     |                |
|               | 許 可 年 月 日 |     | 年 月 日          |
|               | 土 地 の 区 域 | 所 在 | 北本市            |
|               |           | 面 積 | m <sup>2</sup> |
| 搬入した土砂等①      | 採 取 場 所   |     |                |
|               | 数 量       |     |                |
| 搬入した土砂等②      | 採 取 場 所   |     |                |
|               | 数 量       |     |                |
| 搬入した土砂等③      | 採 取 場 所   |     |                |
|               | 数 量       |     |                |
| 搬入した土砂等④      | 採 取 場 所   |     |                |
|               | 数 量       |     |                |

注 搬入した土砂等の採取場所が5以上の場合は、搬入した土砂等の欄を適宜増やすこと。

様式第10号（第19条関係）  
様式第10号（第19条関係）

土砂等のたい積に係る土地の汚染調査結果届出書

年 月 日

（あて先）北本市長

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号  
〔法人にあつては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名並びに電話番号〕

北本市土砂等のたい積の規制に関する条例第17条の規定により、別紙のとおり届け出ます。

## 別紙

土砂等のたい積に係る土地の汚染調査結果(採取地点 )

|                           |              |     |                |  |
|---------------------------|--------------|-----|----------------|--|
| 調 査 年 月 日                 |              |     | 年 月 日          |  |
| 土 砂 等 の<br>た い 積 の<br>許 可 | 許 可 番 号      |     |                |  |
|                           | 許 可 年 月 日    |     | 年 月 日          |  |
|                           | 土 地 の<br>区 域 | 所 在 | 北本市            |  |
|                           |              | 面 積 | m <sup>2</sup> |  |
| 調 査 結 果                   |              |     |                |  |
| カドミウム及び<br>そ の 化 合 物      | 方 法          |     |                |  |
|                           | 測 定 値        |     |                |  |
| 六価クロム化合物                  | 方 法          |     |                |  |
|                           | 測 定 値        |     |                |  |
| シ ア ン 化 合 物               | 方 法          |     |                |  |
|                           | 測 定 値        |     |                |  |
| 水銀及びその化合物                 | 方 法          |     |                |  |
|                           | 測 定 値        |     |                |  |
| セレン及びその化合物                | 方 法          |     |                |  |
|                           | 測 定 値        |     |                |  |
| 鉛 及 び そ の 化 合 物           | 方 法          |     |                |  |
|                           | 測 定 値        |     |                |  |
| ひ<br>砒素及びその化合物            | 方 法          |     |                |  |
|                           | 測 定 値        |     |                |  |
| ふっ素及びその化合物                | 方 法          |     |                |  |
|                           | 測 定 値        |     |                |  |
| ほう素及びその化合物                | 方 法          |     |                |  |
|                           | 測 定 値        |     |                |  |
|                           | 方 法          |     |                |  |
|                           | 測 定 値        |     |                |  |

注 調査対象物質の欄が不足する場合は、欄を適宜増やすこと。また、調査試料の採取地点等を明らかにする図面を添付するとともに、採取地点が増えるごとに適宜追加すること。

土砂等のたい積の完了・廃止届出書

年 月 日

(あて先)北本市長

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号  
〔法人にあっては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名並びに電話番号〕

土砂等のたい積を完了(廃止)したので、北本市土砂等のたい積の規制に関する条例第18条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|                       |           |     |                |
|-----------------------|-----------|-----|----------------|
| 土砂等のたい積の許可            | 許 可 番 号   |     |                |
|                       | 許 可 年 月 日 |     | 年 月 日          |
|                       | 土 地 の 区 域 | 所 在 | 北本市            |
|                       |           | 面 積 | m <sup>2</sup> |
| 完 了 ( 廃 止 ) し た 年 月 日 |           |     | 年 月 日          |

様式第12号（第21条関係）  
様式第12号（第21条関係）

第 号  
年 月 日

改 善 命 令 書

様

北本市長



あなたが北本市 で行った土砂等のたい積については、北本市土砂等のたい積の規制に関する条例第19条第1項の規定により、下記のとおり改善をすることを命じます。

記

1 改 善 箇 所

2 改 善 方 法

3 改 善 完 了 期 限 年 月 日

第 号  
年 月 日

措 置 ・ 中 止 命 令 書

様

北本市長



あなたが北本市 で行った土砂等のたい積については、北本市土砂等のたい積の規制に関する条例第19条第2項の規定により、下記のとおり措置(中止)することを命じます。

記

1 命 令 事 項

2 措置すべき事項

3 措置完了期限  
又は中止期限

年 月 日

様式第14号（第22条関係）  
様式第14号（第22条関係）

第 号  
年 月 日

勸 告 書

様

北本市長



あなたが北本市 で行っている土砂等のたい積は、北本市土砂等のたい積の規制に関する条例第5条の規定に違反しているので、同条例第20条第1項の規定により 年 月 日までに下記の必要な措置をとることを勧告します。

記

必要な措置

第 号  
年 月 日

土砂等のたい積状況報告要求書

様

北本市長



年 月 日付けで申請された土砂等のたい積について、北本市土砂等のたい積の規制に関する条例第21条の規定により、下記の事項に係る報告書の提出を要求します。

記

1 土砂等のたい積区域の所在 北本市

2 報告すべき事項

3 提出期限 年 月 日

土砂等のたい積状況報告書

年 月 日

(あて先)北本市長

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号  
〔法人にあつては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名並びに電話番号〕

年 月 日付け 第 号で報告を求められた事項について、  
下記のとおり報告します。

記

1 土砂等のたい積区域の所在 北本市

2 報 告 事 項

様式第17号（第24条関係）  
様式第17号(第24条関係)

(表)

|                                                               |     |         |
|---------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 身 分 証 明 書                                                     |     | 第 号     |
| 写<br>真                                                        | 所 属 |         |
|                                                               | 職 名 |         |
|                                                               | 氏 名 |         |
| 上記の者は、北本市土砂等のたい積の規制に関する条例第22条第1項の規定により立入<br>検査をする者であることを証明する。 |     |         |
|                                                               |     | 年 月 日発行 |
| 北本市長                                                          |     | 印       |

(裏)

|                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北本市土砂等のたい積の規制に関する条例(抜すい)                                                                                                                                                          |
| (立入検査)                                                                                                                                                                            |
| 第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等のたい積<br>を行う者の事務所若しくは事業所又は土砂等のたい積の場所に立ち入り、工事その他<br>の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要<br>最小限度の分量に限り、たい積の場所の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させる<br>ことができる。 |
| 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に<br>提示しなければならない。                                                                                                                          |
| 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して<br>はならない。                                                                                                                                |
| (罰則)                                                                                                                                                                              |
| 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。                                                                                                                                              |
| (4) 第22条第1号に規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又<br>は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者                                                                                                   |